

京 都 大 学 寄 附 金 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 京都大学(以下「本学」という。)における寄附金の受入れ等については、この規程の定めるところによる。ただし、京都大学基金に係る寄附金の受入れ等については、<u>京都大学基金規程(平成23年達示第33号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 京都大学(以下「本学」という。)における寄附金の受入れ等については、この規程の定めるところによる。ただし、京都大学基金に係る寄附金の受入れ等については<u>京都大学基金規程(平成23年達示第33号)</u>、<u>助成団体からの助成金の受入れ等については京都大学助成団体助成金取扱規程(令和5年達示第17号)</u>の定めるところによる。</p> <p>附 則(令和5年達示第16号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>